

組織機構と改編理由

1. 部局の新設・廃止について

1)市長公室

○市長公室を新設

災害時等の迅速かつ効率的な意思決定を実現するとともに、戦略的なシティプロモーションを推進するため市長公室を新設し、秘書課、シティプロモーション推進課、危機管理課を設置する。

2)都市政策部

○都市政策部を新設

本市の立地特性を活かした民間資本の更なる誘導と人口増加の起点となるエリア形成を推進するため、都市政策部を新設し、都市計画課、都市基盤整備課、交通政策課を設置する。

2. 部局内組織の変更について

1) 全部局

○部内室を廃止し、課に統一する

マネジメント推進室	→	行政改革課
環境未来都市推進室	→	環境未来都市推進課
家庭児童相談室	→	家庭児童相談課

○課内室の位置付けを明確にし、整理する

課内室は、業務の規模感により管理職が所管する必要があるとあり、かつ短期的に注力する必要がある場合に設置するものとする。

一定期間が経過したのち、恒常的に業務を継続する場合は、課または係へと見直す。

(継続する課内室)

地域情報基盤管理室	働き方応援室
多文化共生推進室	国県事業調整室
人権教育室	教育環境整備室
臨時給付金対策室	

※人権教育室については、教育委員会事務局から事務の執行委任を受けているため、例外的に室のままとする。

※女性活躍推進室は働き方応援室に統合し、課内室として継続する。

(課→課内室)

農村整備課	→	農村整備室
-------	---	-------

(課内室→課)

都市基盤整備室	→	都市基盤整備課
---------	---	---------

(課内室→係)

オール甲賀推進室	→	企画調整係、地域創生係
ICT推進室	→	DX推進係
機構改革推進室	→	人事係に統合
滞納債権対策室	→	収納推進係に統合
地域包括支援室	→	地域包括支援係
医療政策室	→	医療政策係
ロケーション推進室	→	ロケーション推進係
獣害対策室	→	獣害対策係
空家対策室	→	空家対策係
学びの多様化推進室	→	学びの多様化推進係

2)市長公室

○秘書広報課を市長公室に配置換えし、名称を秘書課に変更

秘書広報課を市長公室へ配置換えするとともに、広報広聴係を分割し、広報部門をシティプロモーション推進課に、広聴部門を企画調整課に移管し、秘書広報課の名称を「秘書課」に変更する。

○シティプロモーション推進課を新設

若者・子育て世代への訴求力の向上やふるさと納税等の自主財源の取り組み強化等を図るため、「シティプロモーション推進課」を新設するとともに、課内に「地域創生係」と「広報係」を設置する。

○危機管理課を市長公室に配置換えし、係を消防係と防災安全係に再編

迅速な意思決定と災害等への対応力を強化するため、危機管理課を市長公室に配置換えするとともに、課内の業務バランスを見直し、防災危機管理係を「消防係」と「防災安全係」に分割する。現状の安全安心推進系の業務は防災安全係に統合する。

3)総合政策部

○政策推進課を廃止し、企画調整課を新設

全庁的な総合調整機能を強化し、第2次甲賀市総合計画第3期基本計画を推進していくため、政策推進課を廃止し、「企画調整課」を新設、秘書広報課の広聴業務を統合し、課内に「企画調整係」を設置する。また、政策推進課の業務の内、ふるさと納税等については、シティプロモーション推進課へ移管し業務のスリム化を図る。

○総務部のマネジメント推進室を総合政策部内に配置換えを行い、行政改革課に名称を変更

行政改革に全庁的に取り組むとともに、総合計画との連動を高め、次の20年をつくるための持続可能な行財政マネジメントを進めるため、総務部のマネジメント推進室を総合政策部に配置換えし、マネジメント推進室を「行政改革課」に、マネジメント推進係を「行政改革係」に変更する。

○行政改革課に公民連携推進係を新設

行政と民間事業者の互いの強みを活かしたまちづくりを推進するため、プラットフォームの役割を担う「公民連携推進係」を行政改革課内に新設する。

4)総務部

○人事課の機構改革推進室を廃止

大規模な組織改編の完了に伴い機構改革推進室を廃止し、以降の組織改編の業務については人事係が担う。

○税務課の滞納債権対策室と収納推進係を統合

市税に係る現年と過年の納付を一体的に推進していくため、業務の親和性の高い滞納債権対策室と収納推進係を統合し、名称を「収納推進係」とする。

5)市民環境部

○保険年金課の後期高齢者医療係の名称を後期高齢・福祉医療係に変更

後期高齢者医療係の所管業務の内、福祉医療助成制度を利用される来庁者が多いことから、市民から見て業務内容が分かり易い組織名称とするため、後期高齢者医療係の名称を「後期高齢・福祉医療係」に変更する。

○生活環境課の防犯・交通対策係の名称を防犯・交通安全係に変更

“交通対策”の文言が、都市政策部の交通政策課（現：建設部の公共交通推進課）の業務と混同される可能性があることから、市民から見て業務内容が分かり易い組織名称とするため、防犯・交通対策係の名称を「防犯・交通安全係」に変更する。

○環境未来都市推進室の環境未来都市推進係と環境政策係を統合

少人数組織を再編し組織の柔軟性を確保するため、業務の親和性の高い環境未来都市推進係と環境政策係を統合し、名称を環境政策係に変更する。

6)健康福祉部

○長寿福祉課を高齢福祉課と介護保険課に分割

組織の適正規模やマネジメント力の向上の観点から、長寿福祉課を「高齢福祉課」と「介護保険課」に分割し、高齢福祉課に「高齢支援係」と「地域包括支援係」を、介護保険課に「介護保険係」と「介護認定係」を設置する。

○すこやか支援課の名称を健康医療政策課に変更

地域の医療機関と連携し、地域医療の確保及び市民の健康づくりを強化するため、すこやか支援課の名称を「健康医療政策課」に変更する。

○信楽中央病院事務部の庶務係と医事係を統合し、名称を事務係に変更

少人数組織を再編し組織の柔軟性を確保するため、信楽中央病院事務部の庶務係と医事係を統合し、名称を「事務係」に変更する。

7)こども政策部

○子育て政策課を分割し、子育て支援課を新設

市民の利便性向上を図るため、子育て政策課から窓口機能を含む子育て支援業務を分離して「子育て支援課」を新設し一階フロアに配置する。課内に「子育て支援係」を設置する。

8)産業経済部

○観光企画推進課の地域資源振興係の名称を観光施設係に変更

市民から見て業務内容が分かり易い組織名称とするため、地域資源振興係の名称を「観光施設係」に変更する。

○商工労政課内に働き方応援室を新設

商工労政係の労政業務を女性活躍推進室に移管し、男女共同参画の推進はもとより、市内企業や事業所における人材確保も含めた包括的な支援体制を講じるため、室の名称を「働き方応援室」に変更するとともに、商工労政係の名称を「商工業振興係」に変更する。

○農業振興課と農村整備課を統合し、課内に農村整備室を設置するとともに、農業振興係の名称を農産係に変更

組織の柔軟性を確保するため、業務の親和性の高い農業振興課と農村整備課を統合して「農業振興課」とし、課内に「農村整備室」を設置する。

また、市民から見て業務内容が分かり易い組織名称とするため、農業振興係の名称を「農産係」に変更する。

9)都市政策部

○都市計画課を都市政策部に配置換えし、都市基盤整備室を課に格上げ

都市計画課を建設部から都市政策部に配置換えするとともに、駅前周辺整備や区画整理事業など人口増加の起点となるエリア形成を推進するため、都市基盤整備室を「都市基盤整備課」に格上げし、課内にエリア形成を担う「都市再生創造推進係」と事業者との伴走支援を担う「企業立地支援係」を設置する。

○公共交通推進課を都市政策部に配置換えし、名称を交通政策課に変更

公共交通推進課を建設部から都市政策部に配置換えするとともに、近年は、公共交通の推進にとどまらない包括的かつ戦略的な交通政策が求められていることから、公共交通推進課の名称を「交通政策課」に変更する。

また、公共交通推進係を交通計画の立案や利用促進等を行う「交通ネットワーク係」と、SKR・近江鉄道・市民交流駅等の施設管理を行う「交通施設係」に分割する。

10)上下水道部

○上水道課の工務係と維持係を統合し、名称を工務維持係に変更。給水係の名称を計画給水係に変更

組織の柔軟性を確保するとともに、職員の技術力や専門性の向上を図るため、上水道課の工務係と維持係を統合し名称を「工務維持係」とする。

また、現行の工務係が担う計画等の業務を給水係に移管し、名称を「計画給水係」に変更する。

11)会計管理組織

○会計課の審査係と出納係を統合し、名称を審査出納係に変更

少人数組織を再編し組織の柔軟性を確保するため、会計課の審査係と出納係を統合し、名称を「審査出納係」に変更する。

12)教育委員会事務局

○教育総務課の施設係の名称を教育施設係に変更

学校教育施設のみならず、社会教育施設を含む教育施設全体の施設管理業務を教育総務課の施設係に集約し、名称を「教育施設係」に変更する。

○教育総務課の学校給食係と学校教育課の学務係を統合し、名称を学務給食係に変更

学校教育に係る事務的業務を集約し効率的な運営を図るため、教育総務課の学校給食係を学校教育課の学務係に統合し、名称を「学務給食係」に変更する。

○社会教育スポーツ課を分割し、社会教育課と文化スポーツ課を新設

組織の適正規模やマネジメント力向上の観点から、社会教育スポーツ課を「社会教育課」と「文化スポーツ課」に分割する。

また、文化系の業務（文化と生涯学習）の内、生涯学習業務を人権教育係と統合し、名称を「社会教育係」に変更する。

○歴史文化財課の調査管理係と普及活用係を統合し、名称を調査普及係に変更

少人数組織を再編し組織の柔軟性を確保するため、業務の親和性の高い調査管理係と普及活用係を統合し、名称を「調査普及係」に変更する。

13)議会事務局

○議事課の総務係と議事調査係を統合し、名称を議事係に変更

少人数組織を再編し組織の柔軟性を確保するため、議事課の総務係と議事調査係を統合し、名称を「議事係」に変更する。

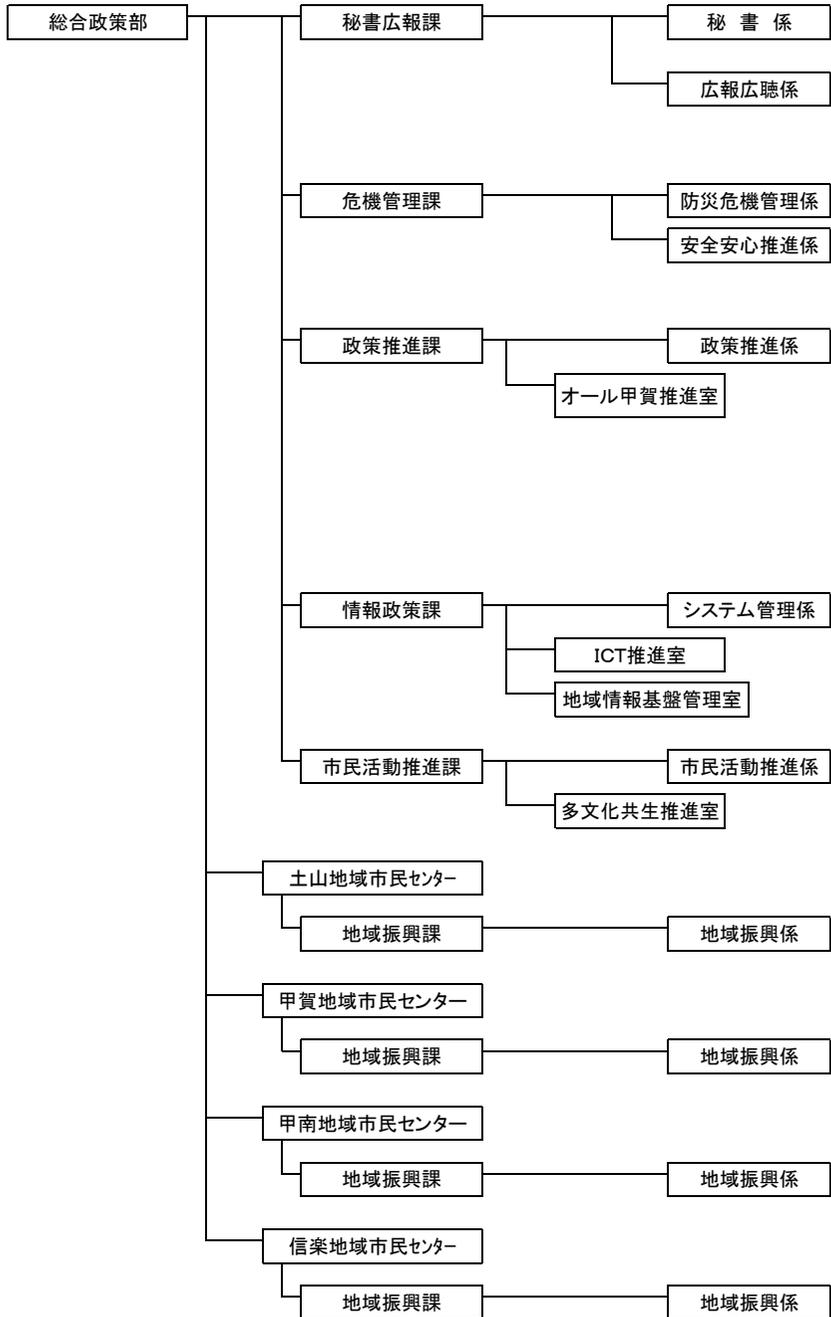
14)農業委員会事務局

○農業委員会事務局の農政係と農地係を統合し、名称を農業委員会係に変更

少人数組織を再編し組織の柔軟性を確保するため、農業委員会事務局の農政係と農地係を統合し、名称を「農業委員会係」に変更する。

甲賀市行政組織・機構

令和7年度



令和8年度

